

令和 6 年度 海岸保全基本計画検討業務委託（八代海沿岸工区） 特記仕様書（案）

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県河川課が実施する「令和 6 年度海岸保全基本計画検討業務委託（八代海沿岸工区）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額 1 0 0 万円以上のものについては、当該契約金額の 1 0 分の 3 以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第 3 条 履行期限

本業務の履行期限は、令和 7 年 3 月 1 9 日（水）までとする。

第 4 条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏等については、別途通知する。

第 5 条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 6 条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第 2 章 業務内容

第 7 条 業務目的

本業務は、令和 2 年 11 月に変更された「海岸保全区域等に係る海岸保全に関する基本的な方針」に基づき、八代海沿岸海岸保全基本計画（以下、「基本計画」という。）に定める海岸の保全に関する事項及び海岸保全施設の整備に関する事項について、学識経験者の意見等を踏まえた上で、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）による第 5 次評価報告書第 I 作業部会報告書で用いられた R C P 2. 6 シナリオにおける将来予測を考慮し、基本計画の改訂を行い、今後の事業化に向けた検討を行うものである。

第 8 条 業務内容

1) 計画準備

本業務に関する契約図書，検討内容，貸与資料を十分に把握した上で，業務が円滑かつ適切に実施できるよう，具体的な検討方針や作業スケジュールを検討し，業務計画書を立案・作成する。

2) 資料収集整理

既往基本計画の決定根拠となる各地区海岸の諸元（計画外力，施設諸元，長寿命化計画等）について，既往資料等を収集整理する。

また，八代海沿岸の海岸における社会情勢等の変化についても調査整理する。

3) 現地調査

本業務の検討にあたり，基本計画に定める八代海沿岸の海岸地形，海岸や背後地の利用状況，海岸保全施設の整備状況等の情報を収集するため，現地調査を行い，現地の状況を把握する。

4) 高潮による浸水被害に対する防護水準

設計高潮位及び設計波の設定等の見直し対象とする外力については，RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）における将来予測の平均的な値を基本に検討するものとする。

ア 潮位諸元の整理

各潮位観測所の観測情報（朔望平均満潮位，既往最大潮位偏差，既往最高潮位等）を収集整理する。

イ 計画高潮位の設定

計画高潮位の設定にあたっては，国の発出している「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」（令和 3 年 8 月 2 日，3 農振第 1203 号，3 水港第 1463 号，国水海第 25 号，国港海第 113 号）の通知や他地区での業務経験を踏まえながら，前項までに得られた潮位諸元をもとに，平均海面水位の上昇量を加算した潮位を設定する。

また，潮位偏差については，既往最大潮位偏差が生じた擾乱を再現し，大規模アンサンブル気候予測データベース（d2PDF）を活用した将来予測による高潮推算により，計画最大潮位偏差を算出するものとする。

ウ 設計沖波の設定

沖波の諸元については，国土交通省九州地方整備局が所有する確率波高計算処理システムを使用し，対象海域の波浪推算データより設計沖波を設定する。

なお、同システムについては、発注者より貸与するものとする。

エ 波浪変形計算

前項で設定した設計沖波に平均海面水位の上昇量を加味した上で、エネルギー平衡方程式等により波浪変形計算を実施する。

オ 堤前波の算出

前項で実施した波浪変形計算結果に基づき、海岸保全施設前面における堤前波諸元（波高，周期，波向）を算出する。

カ 計画天端高の設定

前項で算出した堤前波より，うちあげ高または越波量を考慮して，計画天端高を設定する。

キ 防護性能の評価

前項で設定した計画堤防高と現況堤防高を比較し，現況施設が高潮への防護性能を確保できているか評価を行う。

5) 津波による浸水被害に対する防護水準

ア 設計津波水位の設定

過年度に検討した設計津波水位に，平均海面水位の上昇量を加算して再設定する。

なお，過年度の業務成果については，発注者から貸与する。

イ 防護性能の評価

設計津波水位と4)の高潮による計画天端高を比較し，いずれの防護性能とするか評価する。

6) 侵食被害に対する防護水準

ア 侵食の検討が必要となる海岸の抽出

面的防護を実施している海岸等，砂浜の効果を加味して海岸の防護性能を確保している海岸の抽出を行う。

イ 浜幅後退量の算出

現況と浜幅と前浜勾配より，平均海面水位の上昇に伴う砂浜の後退量を算出する。

ウ 防護性能の評価

後退後の海岸形状に対し，見直した潮位・波浪条件を基にうちあげ高を計算することで，現況施設が現計画外力に対して高潮への防護機能を確保できているか評価を行う。

- 7) 海岸保全施設の整備に関する事項の検討
 - ア 海岸保全施設を整備しようとする区域の整理
海岸の防護に関する事項の検討結果より、高潮・津波・侵食に対する防護の必要性がある区域を再度整理する。
 - イ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等の検討
前項までの検討を踏まえ、海岸の防護に必要な海岸保全施設の種類・規模・配置等の整備方針を検討する。
 - ウ 受益の地域の整理
国土地理院の地盤データを基に、レベル湛水法等の簡易的な手法により、受益の地域を設定する。
 - エ 海岸保全施設の整備に対する方針検討
前項までの検討結果を踏まえ、短期的または中期的な視点から、本沿岸における海岸保全施設の整備に対する方針を検討する。
- 8) 事業採択に向けた概略検討
 - ア 概算整備費用の算定
7) イで検討した整備計画案に係る概算整備費用について、代表断面等を用いた簡易的な手法により算出する。
 - イ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況の整理
前項までの検討結果をもとに、海岸事業の費用便益分析指針を参考にした概略の検討を行う。
 - ウ 受益の地域の資産状況の整理
7) ウで設定した受益の地域内の資産状況を国土数値情報等から算出し、概算の被害軽減額を算定する。
- 9) 海岸保全基本計画の作成
本業務にて検討した海岸の保全に関する事項及び海岸保全施設の整備に関する事項の案をとりまとめ、海岸保全基本計画書を改訂する。
また、本業務にて検討した外力設定等を地区海岸毎にとりまとめた台帳を作成する。
- 10) 学識経験者からの意見聴取等の取組
計画改訂に向けて、学識経験者等から意見を聴取するための資料作成及び議事録作成等を行い、必要に応じて、意見聴取のための場を開催する。
- 11) 関係機関協議資料作成

本業務で検討した外力設定等を整理し、国土交通省及び農林水産省と協議する資料を作成する。

12) 報告書作成

本業務の目的を踏まえ、海岸保全基本計画を改訂するとともに、業務の各項目で作成された検討内容や成果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。

また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（CD-R等 正1枚，副4枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）1部（参考資料，概要版含む）
- ・その他，調査員が指示するもの

13) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時（3回）、成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。

なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとし、リモートによる打合せも可とする。

14) 貸与資料

ア 本業務を実施するにあたり、必要な海岸保全基本計画に係る過年度の成果品

イ その他、必要な資料については調査員と協議すること

第3章 その他

第9条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査員と協議するものとする。

第10条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

第11条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

第12条 電子成果品の作成

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。

ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（受注時最新版）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部，副本4部の計5部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。

電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第13条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第14条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。

また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。

第15条 ウィークリースタンス

業務の実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。